【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年７月31日
【計算期間】	第６期 （自 平成23年５月31日 至 平成24年５月30日）
【ファンド名】	最高実績参照型ファンド06-05
【発行者名】	BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 ロバート・モレース
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目９番１号 グラントウキョウ ノースタワー
【事務連絡者氏名】	諏訪部 広
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目９番１号 グラントウキョウ ノースタワー
【電話番号】	03-6377-2842
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】
第１【ファンドの状況】
１【ファンドの性格】
（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

①ファンドの目的

当ファンドは、信託財産の成長を目標に積極的な運用を行うことを基本とします。

②ファンドの基本的性格

当ファンドは、単位型投信／内外／資産複合／特殊型（条件付運用型）に属するもので、３つの投資バスケットの運用実績を参照する仕組みを持つ、BNPパリバ・アービトラージ イシュアンス B.V.が発行する米ドル建元本確保型債券（以下「本債券」という。）を主要投資対象とします。

＜商品分類表＞

単位型/追加型（※1）	投資対象地域（※2）	投資対象資産（収益の源泉）（※3）	補足分類（※4）
単位型 追加型	国　内 海　外 内　外	株　式 債　券 不動産投信 その他資産（通貨） 資産複合	インデックス型 特殊型 （条件付運用型）

（※1）単位型投信とは、当初募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいいます。

（※2）投資対象地域による区分で内外とは、目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内及び海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

（※3）投資対象資産による区分で資産複合とは、目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券、不動産投信（リート）またはそれ以外の資産を対象とした複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

（※4）補足分類で特殊型とは、目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

＜属性区分表＞

投資対象資産（※5）	決算頻度	投資対象地域（※6）	為替ヘッジ	特殊型（※7）
株式 一般/大型株/中小型株 債券 一般/公債/社債 その他債券 クレジット属性 不動産投信 その他資産 資産複合 資産配分固定型/資産配分変更型	年1回 年2回 年4回 年6回 （隔月） 年12回 （毎月） 日々 その他	グローバル （日本を含む） 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東（中東） エマージング	あり なし	ブル・ベア型 条件付運用型 ロング・ショート型/ 絶対収益追求型 その他

（※5）投資対象資産による区分で債券（その他債券）とは、目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいいます。当ファンドは、BNPパリバ・アービトラージ イシュアンス B.V.が発行する米ドル建元本確保型債券を主要投資対象とします。

（※6）投資対象地域のグローバル（日本を含む）とは、目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界（日本を含む）の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

（※7）特殊型区分で条件付運用型とは、目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいいます。

※商品分類・属性区分の定義につきましては、社団法人投資信託協会の下記のインターネットホームページをご参照下さい。http://www.toushin.or.jp/

③信託金の限度額

信託金額の限度額は100億円です。

④ファンドの特色

投資対象とする債券

●当ファンドは、運用タイプの異なる3つの投資バスケットの運用実績を参照する仕組みを持つ、BNPパリバ アービトラージ イシュアンス B.V.が発行する米ドル建元本確保型債券（以下、「本債券」といいます。）を主要投資対象とします。

●当ファンドは、本債券への投資を通じて、
①償還時（8年後）の米ドル建元本を確保しつつ、
②積極運用型、安定運用型、バランス型の3つの投資バスケットの運用実績を毎年参照し、決算時（1年毎）に最高の運用実績をあげた投資バスケットの収益から支払われる利子に基づき、収益分配を行うことを目指します。

◆ 投資バスケットは、リスク資産（国内外主要株式指数と外国籍投資信託）と安全資産（現金）で構成されます。リスク資産の構成比率は各投資バスケット毎に異なります。（詳しくは「本債券が参照する3つの投資バスケット」の項をご覧ください。）
◆ 投資した本債券は、一部解約の対応で売却する部分を除き継続保有し、入れ替えを行わないことを原則とします。
◆ 1年毎に参照する運用実績は、3つの投資バスケットそれぞれに100%ずつ投資して運用した場合の運用実績であり、3つの投資バスケットに3分の1ずつ投資した場合の運用実績ではありません。

収益分配金について

●当ファンドは、本債券が参照する投資バスケットの運用実績に応じて支払われる利子に基づき、年1回の収益分配を行うことを目指します。
（本債券の利子は米ドル建であり、収益分配金は米ドル建の利子を利払い時点の為替レートで円に換算した金額に基づき支払われることになります。）

最高の運用実績をあげた（最高価格の）投資バスケットの収益の中から、あらかじめ設定された利払い基準を上回った額が、本債券の利子として支払われます。
（投資バスケットの価格が利払い基準に満たない場合には本債券の利子が支払われず、収益分配は行われません。）

イメージ図

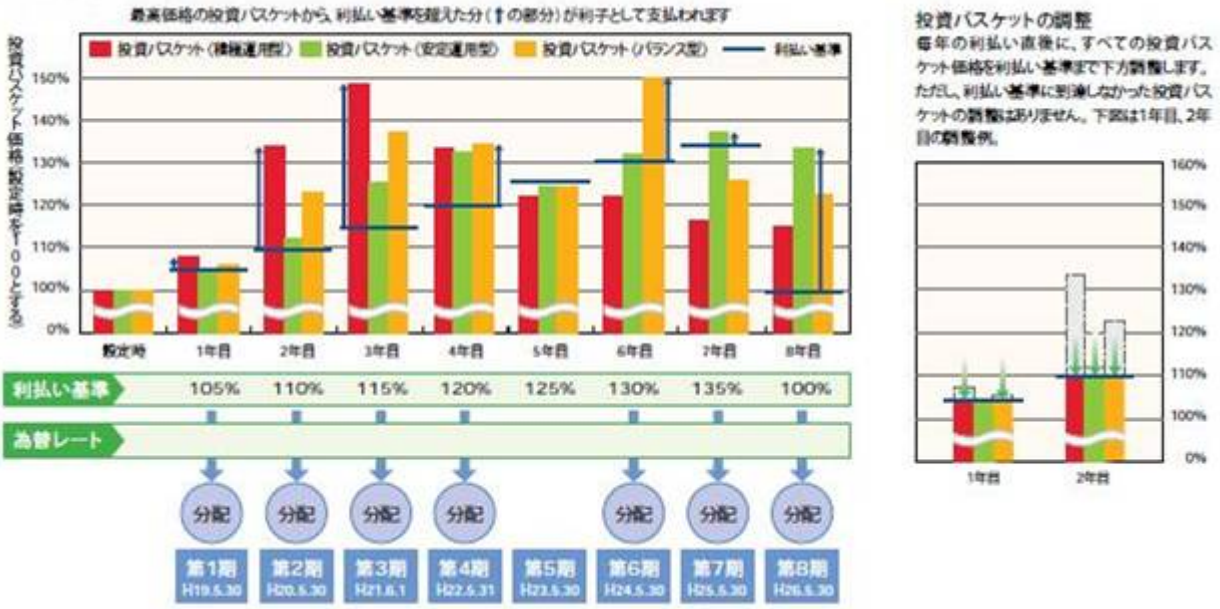

◆上図は本債券の利払いのイメージを表示したものであり、実際の利払いとは異なります。また、将来の利払いを保証するものではありません。
◆分配金相当額は、原則として決算日（または償還日）から起算して6営業日目からお支払いします。また、償還時における分配金相当額は償還価額に含まれます。
◆組み入れた米ドル建債券の支払い債務を保証するBNPパリバの信用状況の変化等によっては、分配金をお支払いできない場合もあります。

ファンドの仕組み（イメージ図）

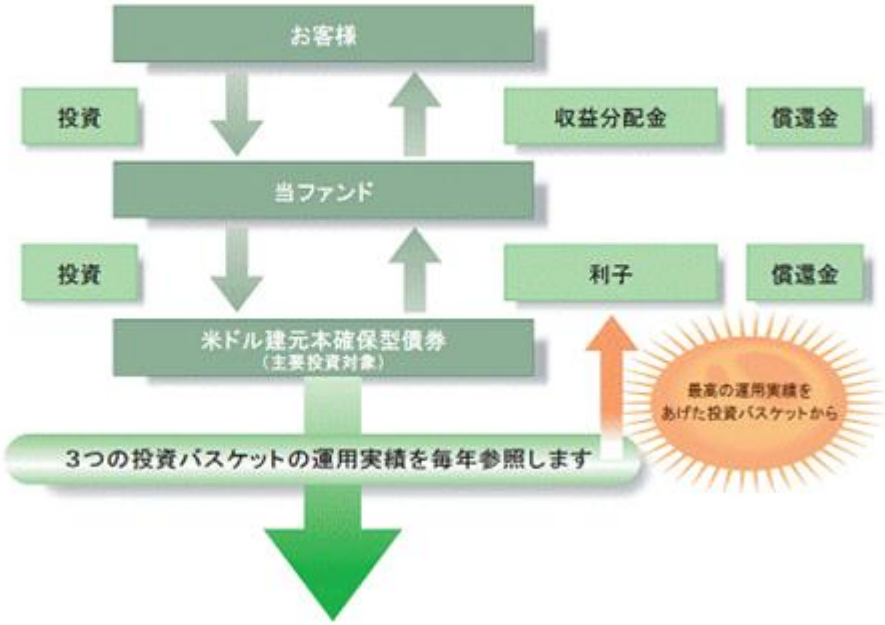

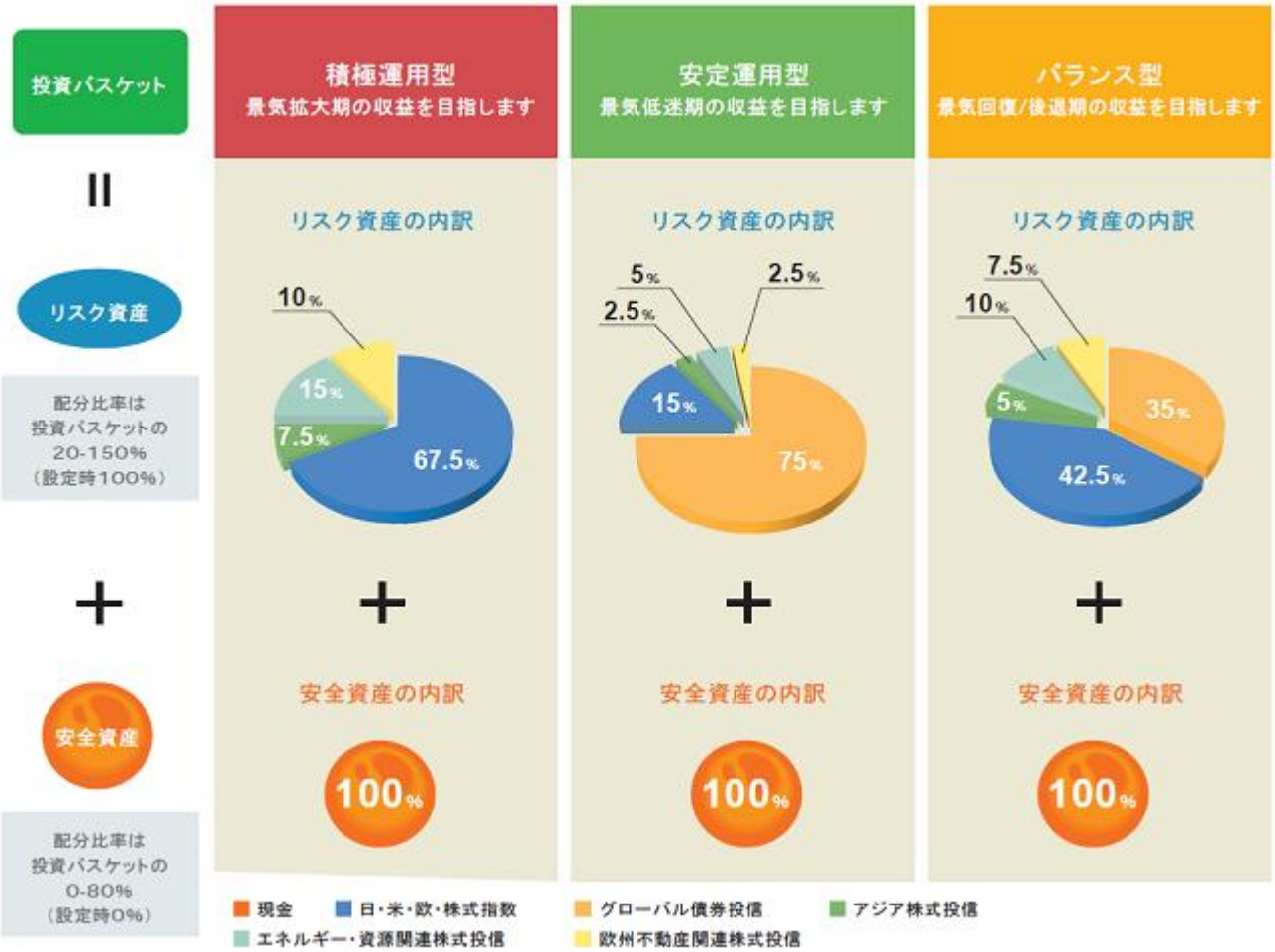

◆ 当ファンドは、本債券への投資を通じて上記投資バスケットの運用実績を参照する仕組みであり、当ファンドの元本が実際に上記の投資バスケットに投資されるわけではありません。
◆ 安全資産の運用には米ドル1ヶ月Libor（次項注参照）の金利が適用されます。
◆ 投資バスケット内のリスク資産への配分比率が100%を超える場合は、借入れによる追加配分を行います（借入れ部分には米ドル1ヵ月Libor+0.5%のコストが適用されます。）。

本債券が参照する3つの投資バスケット

投資バスケット

リスク資産と安全資産に配分を行い、資産と地域の分散を図ります。

リスク資産と安全資産への配分比率は予め明確に決められた手法で適宜変更します。（詳しくは下記「リスク資産と安全資産への配分の仕組み」の項をご参照ください。）
リスク資産への配分が投資バスケットの100%を超える場合は、借入れによる追加配分を行います。（米ドル1ヶ月Libor(注)+0.5%のコストが適用されます。）

＝

リスク資産

株式指数と投資信託で構成されます。リスク資産は、下表のとおり「積極運用型」、「安定運用型」、「バランス型」の投資バスケット毎に銘柄の構成比率が異なります。

（現時点では下表の銘柄を使用する予定ですが、将来変更される可能性があります。各投資バスケットにおける銘柄の構成比率は原則として、本債券の満期まで変更されません。）

リスク資産の構成比率

＋

銘柄名	種類	投資バスケット		
		積極運用型	安定運用型	バランス型
日経平均株価指数 S&P500種指数 ダウ・ユーロ・ストックス50指数	株式指数（日本） （米国） （欧州）	7.5% 40% 20% 67.5%	- 10% 5% 15%	5% 22.5% 15% 42.5%
メロン・グローバル・アジアン・エクイティ・ポートフォリオ・USD・クラス・C	アジア株式投信	7.5%	2.5%	5.0%
インベスコ・GT・エナジーファンド・シェア・クラス・A パーベスト・ワールド・リソーシズ・シェア・クラス・C	エネルギー・資源関連株式投信	7.5% 7.5% 15%	2.5% 2.5% 5.0%	5% 5% 10%
ヘンダーソン・ホライズン・パン・ヨーロピアン・プロパティ・エクイティズ・ファンド・シェア・クラス・A2	欧州不動産関連株式投信	10%	2.5%	7.5%
ピムコ・トータル・リターン・ボンド・インスティテューショナル・シェア・クラス	グローバル債券投信	–	35%	35%

安全資産

現金で運用され、米ドル1ヶ月Libor(注)の金利が適用されます。

（注）LIBOR（ライボー、London Inter Bank Offered Rate）は、代表的な短期金利の指標です。ロンドンの午前11時にロンドン市場の銀行間で取引されている資金取引における資金の出し手レートの平均値で、英国銀行協会が毎日集計・公表しています。

リスク資産と安全資産への配分の仕組み

各投資バスケットにおいては、リスク資産と安全資産が下記のような予め明確に決められた手法で配分されます。
（下図は「積極運用型」投資バスケットのイメージ図です。「安定運用型」、「バランス型」においても同様の手法で配分されます。）

投資バスケットの価格が一定以上下落すると、リスク資産への配分比率を徐々に下げ、残りを安全資産での安定運用に振り替えて価格下落の影響を和らげます。

設定時はリスク資産へ100%配分します。

投資バスケットの価格が一定以上上昇すると、リスク資産への配分比率を徐々に高め、価格の上昇トレンドを積極的に享受します。

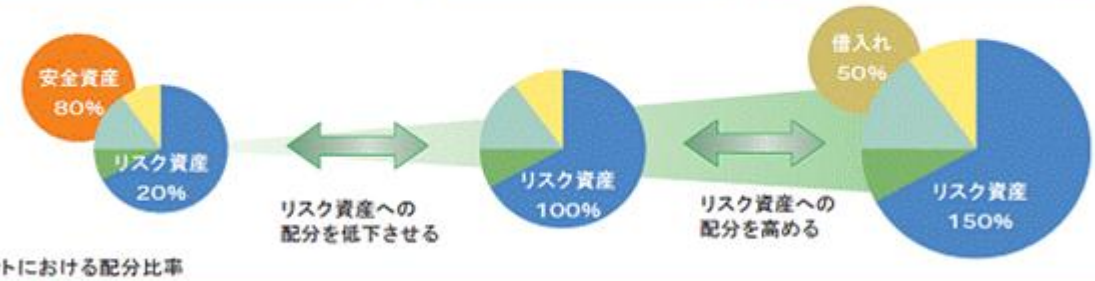

投資バスケットにおける配分比率

リスク資産へ	20%（下限）	←→	100%(設定時)	←→	150%(上限)
安全資産へ	80%（上限）	←→	0%（設定時）	←→	（借入れ）50%

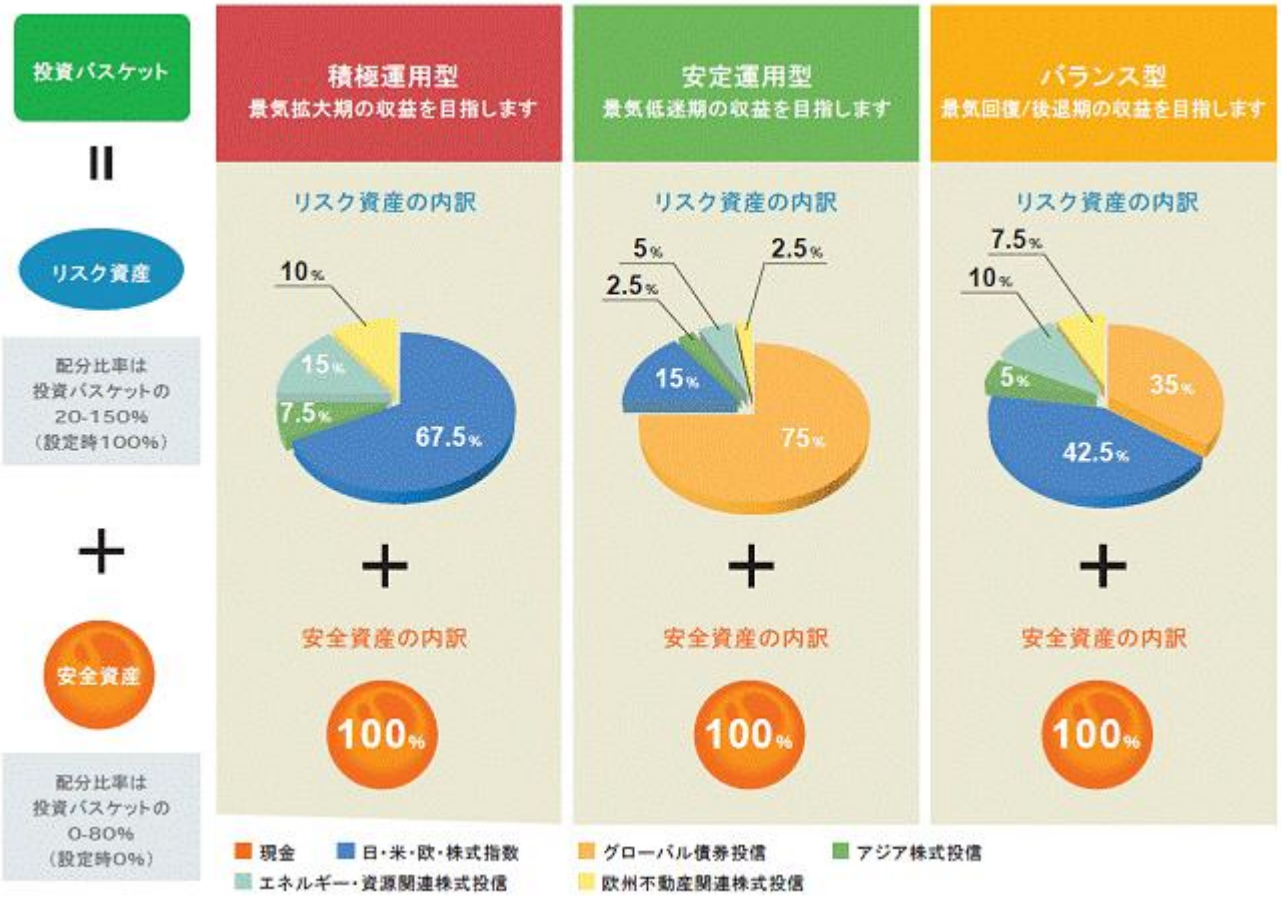
投資バスケット
＝
リスク資産
配分比率は
投資バスケットの
20-150%
（設定時100%）
＋
安全資産
配分比率は
投資バスケットの
0-80%
（設定時0%）
積極運用型
景気拡大期の収益を目指します
リスク資産の内訳
10%
15%
7.5%
67.5%
＋
安全資産の内訳
100%
安定運用型
景気低迷期の収益を目指します
リスク資産の内訳
5%
2.5%
2.5%
15%
75%
＋
安全資産の内訳
100%
バランス型
景気回復/後退期の収益を目指します
リスク資産の内訳
7.5%
10%
5%
35%
42.5%
＋
安全資産の内訳
100%
現金
日・米・欧・株式指数
グローバル債券投信
アジア株式投信
エネルギー・資源関連株式投信
欧州不動産関連株式投信

（２）【ファンドの沿革】

平成18年４月14日 関東財務局長に対して有価証券届出書提出
平成18年５月31日 ファンドの信託契約締結、ファンドの運用開始
平成22年７月１日 当ファンドを委託会社とした証券投資信託委託業に係る業務をフォルティス・アセットマネジメント株式会社からビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社（合併後の新社名:BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社）に承継

（３）【ファンドの仕組み】

A ファンドの関係法人

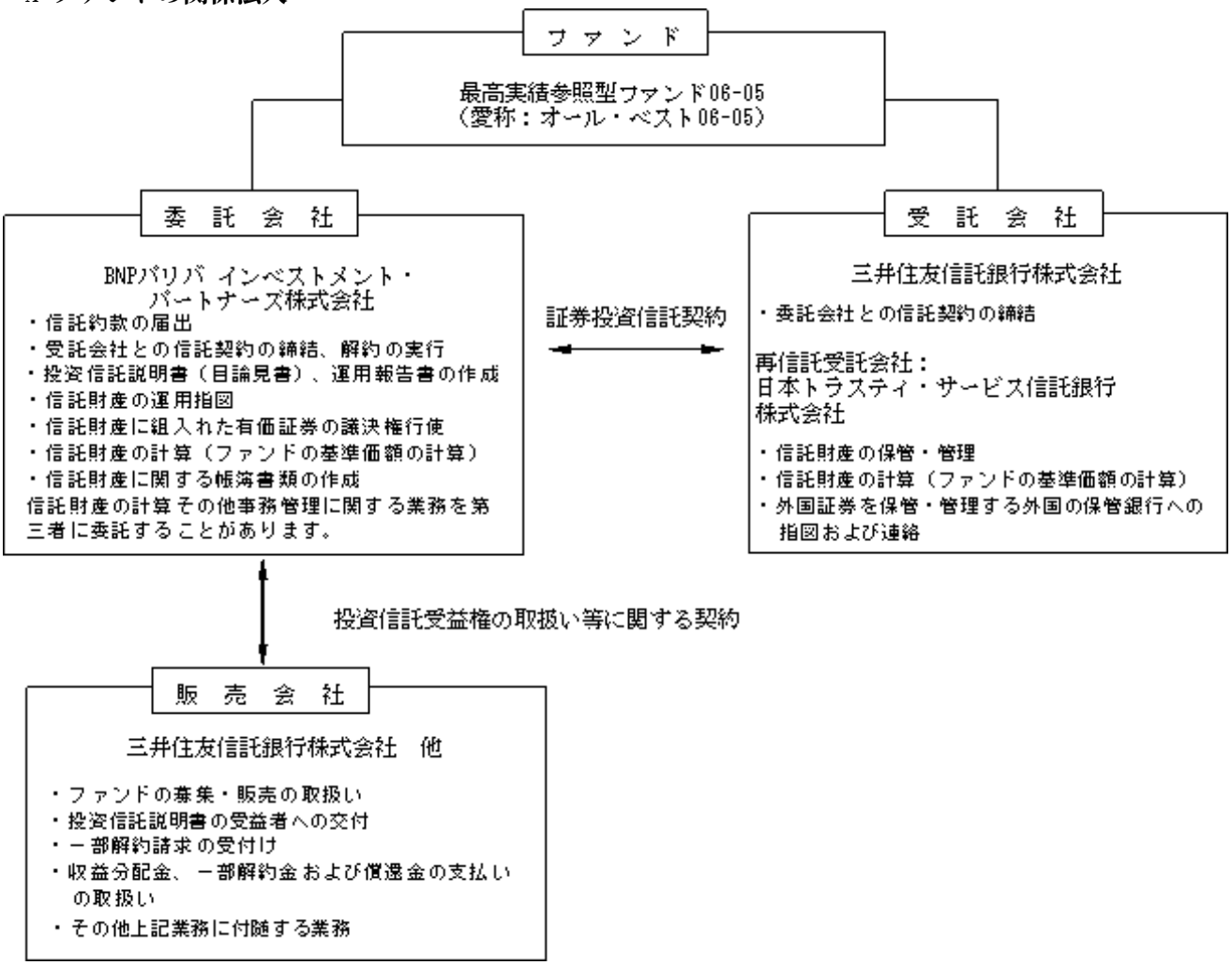

①ファンドの関係法人

名　称	関係業務の内容
《委託会社》 BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社	当ファンドの委託者として、信託財産の運用指図、投資信託説明書（目論見書）および運用報告書の作成等を行います。
《受託会社》 三井住友信託銀行株式会社	当ファンドの受託者として、信託財産の保管・管理業務等を行います。なお、信託事務の一部を委託することができます。
《再信託受託会社》 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	受託会社から資産管理業務の委託を受けます。
《販売会社》 三井住友信託銀行株式会社 他	当ファンドの販売会社として、募集・販売の取扱い、一部解約請求の受付け、収益分配金、一部解約金および償還金の支払い等を行います。

②委託会社が関係法人と締結している契約等の概要
＜証券投資信託契約＞

委託会社と受託会社の間で結ばれる契約で、運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。

＜投資信託受益権の取扱い等に関する契約＞

委託会社と販売会社との間で結ばれる契約で、販売会社の募集・販売の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められています。

B 委託会社等の概況（平成24年６月末現在）

資本金の額　　４億5,000万円

沿革　　平成10年11月９日　会社設立
平成10年11月30日　証券投資信託委託業の免許取得
平成11年２月26日　証券投資顧問業の登録
平成12年６月20日　投資一任契約業務の認可取得
平成12年８月 1日　パリバ投資顧問株式会社の営業の全部を譲り受ける
平成12年８月 1日　ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社に社名変更
平成22年７月 1日　フォルティス・アセットマネジメント株式会社と合併
ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社を存続会社として「BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社」へ社名変更

大株主の状況

株　主　名	住　　所	所有株数	所有比率
BNP Paribas Investment Partners S.A. ビー・エヌ・ピー・パリバ インベストメント・パートナーズ エス・エイ	フランス共和国 パリ75009 ブルヴァーオスマン１	9,000株	100%

２【投資方針】

（１）【投資方針】

当ファンドは、信託財産の成長を目標に積極的な運用を行うことを基本とします。

当ファンドは、３つの投資バスケットの運用実績を参照する仕組みを持つ、BNPパリバ・アービトラージ イシュアンス B.V.が発行する米ドル建元本確保型債券（以下「本債券」という。）を主要投資対象とします。

（２）【投資対象】

①投資の対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産は、次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）とします。

1. 有価証券
2. 金銭債権（第1号、次号に掲げるものに該当するものを除きます。）
3. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）

②投資対象とする有価証券

主としてBNPパリバ・アービトラージ イシュアンス B.V.が発行する「米ドル建元本確保型債券」に投資するほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の有価証券の性質を有するもの

③投資対象とする金融商品

委託会社は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

前記②の規定にかかわらず、この信託の解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を第1号から第4号までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

④その他

委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、信託財産において一部解約金の支払資金に不足額が生じるときは、資金借入れの指図をすることができます。
なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
前記の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

1. 一部解約金の支払い資金の手当てのために行った有価証券等の売却等による受取りの確定している資金の額の範囲内。
2. 一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内。
3. 借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内。

前記の借入期間は、有価証券等の売却代金の入金日までに限るものとします。
借入金の利息は信託財産中より支弁します。

（３）【運用体制】

①委託会社の運用体制

当ファンドの委託会社であるBNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社は本債券を主要投資対象とし、組み入れ比率を高位に保ちます。

・運用部門（８名）
マクロ経済環境、市場環境に関する分析・検討を行います。

・トレーディング部門（２名）
運用部門からの指示に基づき、発注業務を行います。

・パフォーマンス評価及び投資運用委員会（７名）
原則として月１回及び随時に開催し、運用パフォーマンスの評価、投資運用や運用ガイドライン遵守等の状況についての報告が行われます。また必要に応じて投資運用に関する対応を図ります。

・内部管理委員会（８名）
原則として月１回開催し、法令諸規則や社内規則の遵守状況に関連する事項のレビュー等を行い、業務手続、コンプライアンス・システム及び内部管理の実施に資する対応を図ります。

・法務・コンプライアンス及びリスク管理部門（６名）
取引内容の法令遵守状況の確認を行い、必要に応じて指導、勧告を行うとともに内部管理委員会等に報告を行います。また、法令遵守状況の監視及び定期的な確認、法令及びコンプライアンスに関する情報の役職員への提供、研修の実施等を行います。

②意思決定プロセス

A 運用部門が、マクロ経済環境、市場環境に関する分析・検討を行います。
B 上記の分析結果をふまえ、運用部門において、運用の投資方針を策定します。
C ファンドマネージャーは、上記方針に基づく具体的な運用戦略や投資計画を作成し実際の投資行動を行います。
D ファンドの運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および投資行動のチェックは、パフォーマンス評価及び投資運用委員会、内部管理委員会で行われます。これを運用部門にフィードバックすることにより、精度の高い運用体制を維持できるように努めています。

③委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制

受託会社または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合等を行っています。また、受託会社等につき、内部統制の整備および運用状況についての報告書を受け取っております。

※上記は平成24年６月末現在の内容であり、今後変更される場合があります。

BNPパリバグループの概要（平成24年６月末現在）

BNPパリバグループ
BNPパリバグループは欧州を本拠とする世界有数の金融グループです。世界80ヶ国に約200,000人の従業員を擁し、コーポレートバンキング・投資銀行業務、資産運用業務、ならびにリテール銀行業務という３つの主要事業分野それぞれにおいてキープレーヤーとしての地位を占めています。欧州ではフランス、イタリア、ベルギー、ルクセンブルクがリテール銀行業務の母国市場と位置づけられます。地中海沿岸全域および東欧において総合的なリテール銀行業務を展開するとともに、米国西海岸にも広範な拠点網を有します。欧州でトップグループの地位を確立しているコーポレートバンキング・投資銀行業務ならびに資産運用業務は、米国、アジアにおいても着実に拡大を続けています。
日本国内においても約800名のスペシャリストが、証券・投資銀行業務、法人向け銀行業務、資産運用業務、生命保険・損害保険業務等、各法人において多岐にわたる業務を展開しています。

BNPパリバ インベストメント・パートナーズ
BNPパリバ インベストメント・パートナーズはBNPパリバグループの資産運用部門として、世界の金融機関や個人投資家向けに様々な資産運用サービスを提供しています。
800人を超える各資産クラス向けのサービスに精通した運用担当者が世界中の60の運用拠点によるネットワークを用いて、お客様とのパートナーシップを第一のコンセプトとした専門性の高いサービスを展開しています。

（４）【分配方針】

信託財産から生じる利益（以下、収益といいます。）は、原則として決算日ごとに以下の方針に基づき分配されます。

①収益分配方針

各計算期間末における収益の分配は、次の方法により行います。

（ａ）分配金額は、委託会社が、設定当初に定める目標分配額を参考に、基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。

（ｂ）留保金の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

②収益の分配方式

信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

（ａ）配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費・信託報酬これらに係る消費税等を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。

（ｂ）売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費・信託報酬これらに係る消費税等を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。

③収益分配金の交付

毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日目）までに収益分配金を支払います。支払いは、委託会社の指定する販売会社の営業所等において行うものとします。受益者が、支払い開始日から5年間支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

（注）分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。）に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いを開始します。

（５）【投資制限】

①外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
②株式への直接投資は行いません。

３【投資リスク】

当ファンドは値動きのある有価証券に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、ファンドは、金融機関の預金と異なり途中解約時の元金が保証されているものではありません。またファンドは、預金保険の対象ではなく、信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。
当ファンドの主なリスクは次の通りです。

①各投資バスケット構成銘柄（対象株価指数・投資信託）の価格変動リスク
当ファンドは、各投資バスケットの運用実績によって利子が決定される仕組みの米ドル建債券に投資をします。各投資バスケットの構成銘柄（対象株価指数・投資信託）の価格は、その投資対象である株価指数や投資信託に左右されます。
②各投資バスケット構成銘柄（対象株価指数・投資信託）の銘柄変更リスク
各投資バスケットの構成銘柄対象（株式指数・投資信託）の清算や解散等の理由により当該銘柄が変更される場合があります。
③金利変動リスク
当ファンドが投資する債券は米ドル建てです。一般的に米ドル金利が上昇した場合には、本債券の価格は下落し、当ファンドの基準価額の下落要因となります。
④為替変動リスク
当ファンドが投資する債券は米ドル建てです。一般に米ドル/円為替レートが円高になった場合には、当ファンドの基準価額の下落要因となります。
⑤発行体および保証会社の信用リスク
発行体および保証会社の信用状況の変化などにより、組み入れた米ドル建債券をすべて売却しファンドを償還する場合は、当該債券の時価が大幅に下落し、当ファンドに大きな売却損が発生する場合があるため、投資元本を下回る場合があります。
⑥流動性リスク
解約による資金流出に伴い、組入れている米ドル建債券を相当金額売却することがあり、その場合は市況動向等によっては基準価額が下落し、損失を被ることがあります。
⑦その他
運用期間中の基準価額は、投資バスケットの動きに必ずしも連動しません。このため、投資バスケットの変動率と基準価額の変動率は異なります。金利動向、市況動向に急激な変化が生じたときおよびこれに準ずる事態が生じたときには、記載した内容の運用が行えない場合があります。

＜投資リスクに対する管理体制＞
委託会社では、ファンドが適切に運用されているかどうかを運用部門においてモニタリングを行います。運用部門におけるリスク管理に加えて、インベストメント・リスク管理部が、ポートフォリオの市場リスク、信用リスクなどのインベストメント・リスクを管理します。インベストメント・リスク管理部は、運用部門からは完全に独立した組織として、グループ内において、コンプライアンス、パーマネントコントロール及びリスク統括部門に属しております。インベストメント・リスク管理部は、市場リスク、流動性リスク、信用リスク、カウンターパーティーリスク、モデルリスクなどのインベストメント・リスクの管理と、インベストメントコンプライアンスに関する業務をカバーしています。業務部門は日々のトレード、約定、決済など、事務面での監視を実施します。また、法務・コンプライアンス部門においては法令・諸規則、信託約款などの遵守についてのモニタリングを実施します。更に、パフォーマンス評価及び投資運用委員会、内部管理委員会により定期的にチェックを行い、投資リスクの管理体制を強化しています。

①パフォーマンス評価及び投資運用委員会

構成メンバー	ＣＥＯ、運用各部門の代表者、業務部門の代表者、インベストメント・リスク管理部門の代表者、マーケティング部門の各代表者、監査役
所管業務	運用ファンドに対する運用成績の評価と問題点の把握、市場リスク、信用リスク、流動性リスクの検証
権限／責任範囲	運用成績改善要請、所管部門に対する問題点の是正勧告

②内部管理委員会

構成メンバー	法務・コンプライアンス部門の代表者、ＣＥＯ、ＣＯＯ、インベストメント・リスク管理部門の代表者、運用部門の代表者、業務部門の代表者、内部監査部門の代表者、監査役
所管業務	業務手続、コンプライアンス・システム及び内部管理の実行・改善
権限／責任範囲	上記所管業務に関する問題点の討議及び所管部門に対する調整

※上記の内容は、平成24年６月末現在のものであり、ファンドの投資リスクに対する管理体制は委託会社の組織変更等により今後変更される場合があります。

４【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

申込み手数料は、基準価額に3.675％（税抜3.5％）を上限として販売会社が定めた料率を乗じて得た金額（1口当たり）としました。

（２）【換金（解約）手数料】

①換金（解約）手数料

換金手数料はありません。

②信託財産留保額

一部解約の請求の受付日の属する月の20日（解約約定日：日本の休業日の場合は翌営業日）の基準価額に下記の料率を乗じた金額とします。

平成21年6月の解約約定日から平成22年5月の解約約定日まで　2.0％
平成22年6月の解約約定日から平成23年5月の解約約定日まで　1.0％
平成23年6月の解約約定日以降　なし

（３）【信託報酬等】

信託期間を通じて、信託財産の残存元本総額に対し年10,000分の57.75（税抜年10,000分の55）の率を乗じて得た金額が信託報酬として毎日計算され、信託財産の費用として計上されます。

信託報酬の配分は、委託会社が年率0.21％（税抜年率0.20％）、販売会社が年率0.315％（税抜年率0.30％）、受託会社が年率0.0525％（税抜年率0.05％）になります。信託報酬にはそれぞれ消費税等相当額が加算されます。

信託報酬の支払いは、毎計算期末、一部解約または信託の終了のときに、信託財産中から支弁します。また、信託報酬の販売会社への配分は、販売会社の行う業務に対する代行手数料であり、委託会社が一旦信託財産から収受した後、取扱残高に応じて支払います。

（４）【その他の手数料等】

ファンドは以下の費用も負担します。

①信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、法定書類費用など信託設定に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

②委託会社は、前項に定める信託事務の処理等に要する諸費用の支払を信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合委託会社は、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託会社は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、実際の費用額にかかわらず固定率または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることができます。

前項において諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期間中に、あらかじめ委託会社が定めた範囲内でかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。

③組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料に対する消費税等相当額、先物取引・オプション取引等およびコール取引等に要する費用ならびに外国における資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担します。信託財産の証券取引等に伴う手数料や税金は信託財産が負担しますが、売買委託手数料等は国や市場によって異なります。また、売買金額によっても異なります。

※上記「その他の手数料等」のうち、料率・上限額等を表示していないものにつきましては、その時々の取引内容等により金額が決定し、実務上、その発生もしくは請求の都度、信託財産の費用として認識され、その時点の信託財産で負担することとなります。従って予めその金額、上限額、計算方法等を具体的に記載することはできません。

上記（１）～（４）に係る手数料等の合計額、上限額、計算方法等は保有期間に応じて異なるものが含まれていたり、発生時・請求時に初めて具体的な金額を認識するものがあることから、予め具体的に記載することはできません。

（５）【課税上の取扱い】

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取扱われます。日本の居住者（法人を含みます。）である受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります（平成24年６月末現在）。詳しくは、販売会社にお問合わせ下さい。
なお、今後税法が改正された場合は、以下の内容が変更になることがあります。

●個人の受益者に対する課税

収益分配金について

収益分配金に対する源泉徴収税率は原則、20%（所得税15%、地方税５%）となります。

ただし、平成25年12月31日までは、租税特別措置法に基づく源泉徴収税率の特例措置として、軽減税率10%（所得税７%、地方税３%）が源泉徴収されます。また、平成25年１月１日から平成49年12月31日の25年間は、復興財源法に基づき所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が併せて徴収されます。各期間の税率は、以下の通りです。

平成24年12月31日まで	平成25年１月１日から 平成25年12月31日まで	平成26年１月１日から 平成49年12月31日まで
10% （所得税７%、地方税３%）	10.147% （所得税7.147%、地方税３%）	20.315% （所得税15.315%、地方税５%）

◆ 当ファンドが支払う収益分配金は、全額課税対象です。
＊ 源泉徴収により申告不要制度が適用されますが、確定申告を行い、総合課税または申告分離課税を選択することもできます。申告分離課税を選択した場合、上場株式等の譲渡損との損益通算を行うことができます。なお、総合課税、申告分離課税の選択については、その選択により所得金額及び税額が不利になる可能性もありますので、詳細につきましては税務専門家に確認して頂くことをお勧め致します。
＊ 源泉徴収選択口座（特定口座）をご利用の場合、その口座内において配当等の額から上場株式等の譲渡損失の金額を控除した金額に対して所得税、地方税の額が計算されます（確定申告不要）。

一部解約金、償還金について

解約価額または償還価額から取得に要した金額（申込手数料および申込手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した差益（譲渡益）に、20%（所得税15%、地方税５%）の申告分離課税が適用されます。
ただし、平成25年12月31日までは、租税特別措置法に基づく譲渡所得に対する税率の特例措置として、軽減税率10%（所得税７%、地方税３%）の申告分離課税が適用されます。また、平成25年１月１日から平成49年12月31日の25年間は、復興財源法に基づき所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が併せて徴収されます。各期間の税率は、以下の通りです。

平成24年12月31日まで	平成25年１月１日から 平成25年12月31日まで	平成26年１月１日から 平成49年12月31日まで
10% （所得税７%、地方税３%）	10.147% （所得税7.147%、地方税３%）	20.315% （所得税15.315%、地方税５%）

＊ 一部解約金及び償還金については、上場株式等の譲渡所得等の収入金額とみなされ、上場株式等の譲渡所得等の損失が生じた場合には、上場株式等に係る配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金、配当金に限ります。）と損益通算を行うことができます。
＊ 源泉徴収選択口座（特定口座）をご利用の場合、その口座内において配当等の額から上場株式等の譲渡損失の金額を控除した金額に対して所得税、地方税の額が計算されます（確定申告不要）。

●法人の受益者に対する課税

収益分配金について

収益分配金に対する源泉徴収税率は原則、15%（所得税）となります。
ただし、平成25年12月31日までは、租税特別措置法に基づく源泉徴収税率の特例措置として、軽減税率７％（所得税）が源泉徴収されます。また、平成25年１月１日から平成49年12月31日の25年間は、復興財源法に基づき所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が併せて徴収されます。各期間の税率は、以下の通りです。

平成24年12月31日まで	平成25年１月１日から 平成25年12月31日まで	平成26年１月１日から 平成49年12月31日まで
７％（所得税）	7.147%（所得税）	15.315%（所得税）

一部解約金、償還金について

解約価額または償還価額の元本超過額に対する源泉徴収税率は原則、15%（所得税）となります。
ただし、平成25年12月31日までは、租税特別措置法に基づく譲渡所得に対する税率の特例措置として、軽減税率７％（所得税）が源泉徴収されます。また、平成25年１月１日から平成49年12月31日の25年間は、復興財源法に基づき所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が併せて徴収されます。各期間の税率は、以下の通りです。

平成24年12月31日まで	平成25年１月１日から 平成25年12月31日まで	平成26年１月１日から 平成49年12月31日まで
７％（所得税）	7.147%（所得税）	15.315%（所得税）

◆ 源泉徴収された所得税は、所有期間に応じて法人税額から控除される場合があります。
◆ 受取配当等益金不算入制度の適用はありません。

※ 詳細につきましては、税務専門家に確認していただくことをお勧めいたします。

５【運用状況】

（１）【投資状況】

平成24年６月末現在

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（％）
社債券	オランダ	162,097,680	99.79
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		340,984	0.21
合計（純資産総額）		162,438,664	100.00

（注１）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。
（注２）投資比率は、小数第3位以下を四捨五入してあります。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

（評価額上位銘柄）

平成24年６月末現在

国/地域	種類	銘柄名	通貨	額面	簿価単価 簿価金額	評価単価 評価金額	邦貨換算 評価金額	利率/ 償還日	投資比率(%)
オランダ	社債券	6,600 Certificates linked to the best of 3 dynamic baskets denominated in USD	米ドル	1,913,000.00	95.38 1,824,619.40	106.84 2,043,849.20	162,097,680	0.46 2014/05/19	99.79

（注１）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。
（注２）投資比率は、小数第3位以下を四捨五入してあります。

（種類別の投資比率）

平成24年６月末現在

種類	国内/外国	投資比率（％）
社債券	外国	99.79

（注１）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。
（注２）投資比率は、小数第3位以下を四捨五入してあります。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

平成23年６月末から平成24年６月末における各月末日ならびに各計算期間末日の純資産の推移は以下のとおりです。

年 月 日		純資産総額（百万円）		基準価額（円）	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第１期	（平成19年５月30日）	818	978	10,955	13,105
第２期	（平成20年５月30日）	638	640	9,631	9,651
第３期	（平成21年６月１日）	399	399	8,071	8,071
第４期	（平成22年５月31日）	301	301	8,448	8,448
第５期	（平成23年５月30日）	220	220	7,789	7,789
第６期	（平成24年５月30日）	161	161	7,723	7,723
	平成23年６月末日	199	－	7,790	－
	平成23年７月末日	191	－	7,608	－
	平成23年８月末日	180	－	7,377	－
	平成23年９月末日	175	－	7,291	－
	平成23年10月末日	174	－	7,336	－

	平成23年11月末日	173	－	7,298	－
	平成23年12月末日	166	－	7,331	－
	平成24年１月末日	163	－	7,306	－
	平成24年２月末日	173	－	7,829	－
	平成24年３月末日	175	－	8,037	－
	平成24年４月末日	170	－	7,893	－
	平成24年５月末日	160	－	7,673	－
	平成24年６月末日	162	－	7,749	－

（注）上記の基準価額は、1万口当たりの純資産額です。

②【分配の推移】

	１万口当たりの分配金（円）
第１期計算期末	2,150
第２期計算期末	20
第３期計算期末	－
第４期計算期末	－
第５期計算期末	－
第６期計算期末	－

③【収益率の推移】

		収益率（％）
第１期	（平成19年５月30日）	31.1
第２期	（平成20年５月30日）	△11.9
第３期	（平成21年６月１日）	△16.2
第４期	（平成22年５月31日）	4.7
第５期	（平成23年５月30日）	△7.8
第６期	（平成24年５月30日）	△0.8

(注)各計算期間の収益率とは、計算期間末日の分配付基準価額から前期末日分配落基準価額を控除した額を前期末日分配落基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数をいいます。

（４）【設定及び解約の実績】

当ファンドの設定日（平成18年５月31日）から第６期末(平成24年５月30日)までの販売及び一部解約の実績は次の通りです。

	設定口数	解約口数
第１期	748,569,816	1,929,106
第２期	－	83,408,251
第３期	－	167,750,436
第４期	－	138,352,030
第５期	－	74,633,661
第６期	－	72,857,862

（注）上記数字は全て本邦内におけるものです。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

販売会社は、募集期間中（平成18年5月1日から平成18年5月30日まで）の販売会社の各営業日において、有価証券届出書「第一部証券情報」に記載されている内容に従って受益権の募集の取扱いを行いました。取得申込は、委託会社が指定する申込取扱場所において、販売会社が指定する申込単位、及び申込方法によって行われ、受益権の価額は、1万口あたり1万円としました。

２【換金（解約）手続等】

①受益者（委託会社の指定する販売会社を含みます。）は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に1口単位、もしくは委託会社の指定する販売会社が個別に定める口数または申込単位をもって原則毎月1日（休業日の場合は、翌営業日）から当該解約日6営業日前までに、一部解約の実行を請求することができます。ただし、最終解約約定日は平成26年4月21日とします。また、一部解約の実行を請求する日が、日本の休業日の場合は、翌営業日に受付を行います。

②受益者が、上記①の一部解約の実行の請求をするときは、委託会社または委託会社の指定する販売会社に対し受益権をもって行うものとします。

③委託会社は、上記①の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。

④上記③の一部解約の価額は、一部解約の請求の受付日の属する月の20日（解約約定日：日本の休業日の場合は翌営業日）の基準価額に解約時期に応じて定める下記料率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

平成22年6月の解約約定日から平成23年5月の解約約定日まで　　1.0%
平成23年6月の解約約定日以降　　なし

⑤委託会社は、本債券の時価評価ができない場合、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断で一部解約の実行を中止することができます。これにより一部解約の実行が中止された場合には、受益者は当該一部解約の実行の中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該一部解約の実行の受付の中止を解除した後の最初の月の1日（休業日の場合は、翌営業日）に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして上記④の規定に準じて算出した価額とします。

※換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

３【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

Ａ　基準価額の算出方法

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。なお外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、日本における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

Ｂ　基準価額の算出頻度と照会方法

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出され、委託会社および委託会社が指定する販売会社で入手できます。基準価額は、販売会社または委託会社にお問合わせいただければ、いつでもお知らせいたします。

《委託会社へのお問合わせ先》
BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社
電話番号：０１２０－９９６－２２２
受付時間：毎営業日 午前10時～午後５時
ホームページ：http://www.bnpparibas-ip.jp/

（２）【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

（３）【信託期間】

当ファンドの信託期間は平成18年5月31日から平成26年5月30日までです。

（４）【計算期間】

①当ファンドの計算期間は、毎年5月31日から翌年5月30日までとすることを原則とします。

②上記①にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のときは、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託約款第4条に定める信託期間の終了日とします。

（５）【その他】

A　償還金

償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託会社の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。償還金の支払いは、委託会社の指定する販売会社の営業所等において行います。受益者が、支払開始日から10年間その支払いを請求しないときはその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

B　信託約款の変更

①委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

②委託会社は、上記①の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約にかかる、知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③上記②の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べる旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。

④上記③の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、上記①の信託約款の変更をしません。

⑤委託会社は、この信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

⑥委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記①から⑤の規定にしたがいます。

⑦委託会社は、委託会社が受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができる旨の信託約款変更をしようとする場合は、その変更の内容が重大なものとして上記①から⑤までの規定にしたがいます。ただし、この場合において、振替受入簿の記載または記録を申請することについて委託会社に代理権を付与することについて同意をしている受益者へは、上記②の書面の交付を原則として行ないません。

C 販売会社との契約の更改等に関する手続

販売会社との販売契約において、当該契約書において定められた事項に変更の必要があると認められた場合、疑義を生じた場合、または当該契約に定めのない事項が生じたときは、その都度、委託会社と販売会社が協議のうえ、決定します。また、有効期間は当初1ヵ年とし、期間満了の3ヵ月前までに委託会社及び販売会社のいずれからも別段の意思表示のない時は、自動的に1年間延長されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

D 運用報告書の作成

委託会社は「投資信託及び投資法人に関する法律」の定めるところにより、毎期決算後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成し、あらかじめ申出をうけた受益者の住所に販売会社より運用報告書の送付を行います。

E 信託の終了

①委託会社は、次の場合においては、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

1. 信託契約を解約することが受益者に有利であると認めたとき
2. やむを得ない事情が発生したとき
3. 信託契約の一部を解約することにより、信託財産の純資産総額が10億口を下回ることとなったとき

②委託会社は、上記①の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる、知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③上記②の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べる旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。

④上記③の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、上記①の信託契約の解約をしません。

⑤委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

⑥上記③から⑤までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記③の一定の期間が1ヵ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

⑦委託会社は、次の場合においては、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

1. 委託会社が解散したとき、または業務を廃止したとき
2. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき
3. 監督官庁から信託契約の解約の命令を受けたとき

⑧委託会社は、上記⑦により信託契約を解約するときは、上記②の規定にしたがいます。ただし、上記⑦の第1号および第2号により解約するときは、上記②ただし書きの適用はないものとします。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

①分配金・償還金受領権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金・償還金を、持ち分に応じて委託会社から受領する権利を有します。また、受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

（注）分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。）に、原則として決算日から起算して6営業日目までにお支払いを開始します。

②受益権の一部解約請求権

受益者は、受益権の一部解約を販売会社を通じて委託会社に請求することができます。

③受益権均等分割

受益者は、所有する受益証券の口数に応じて均等に当ファンドの受益権を保有します。

受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生じることはありません。

④帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

⑤受益者集会

該当するものは有りません。

第３【ファンドの経理状況】

（１）当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

　なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

（２）当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第６期計算期間（平成23年５月31日から平成24年５月30日まで）の財務諸表について、優成監査法人による監査を受けております。

１【財務諸表】

【最高実績参照型ファンド06-05】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第５期 （平成23年５月30日現在）	第６期 （平成24年５月30日現在）
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	6,501,928	1,503,482
社債券	215,056,749	161,517,782
未収利息	8	2
その他未収収益	113,910	86,126
流動資産合計	221,672,595	163,107,392
資産合計	221,672,595	163,107,392
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	148,012	110,178
未払委託者報酬	1,480,210	1,101,577
流動負債合計	1,628,222	1,211,755
負債合計	1,628,222	1,211,755
純資産の部		
元本等		
元本	※1, ※2 282,496,332	※1, ※2 209,638,470
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	※3 △62,451,959	※3 △47,742,833
元本等合計	220,044,373	161,895,637
純資産合計	220,044,373	161,895,637
負債純資産合計	221,672,595	163,107,392

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第５期 自 平成22年６月１日 至 平成23年５月30日	第６期 自 平成23年５月31日 至 平成24年５月30日
営業収益		
受取利息	5,369	1,226
有価証券売買等損益	6,764,604	2,117,022
為替差損益	△29,282,710	△3,575,177
その他収益	113,910	86,126
営業収益合計	△22,398,827	△1,370,803
営業費用		
受託者報酬	168,233	124,204
委託者報酬	1,682,475	1,241,846
その他費用	27,115	22,248
営業費用合計	1,877,823	1,388,298
営業利益又は営業損失（△）	△24,276,650	△2,759,101
経常利益又は経常損失（△）	△24,276,650	△2,759,101
当期純利益又は当期純損失（△）	△24,276,650	△2,759,101
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	－	－
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△55,424,441	△62,451,959
剰余金増加額又は欠損金減少額	17,249,132	17,468,227
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	17,249,132	17,468,227
剰余金減少額又は欠損金増加額	－	－
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	－	－
分配金	－ ※1	－ ※1
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△62,451,959	△47,742,833

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.有価証券の評価基準及び評価方法	社債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 （1）金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として、金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の最終相場）で評価しております。 計算期間末日に当該金融商品取引所等の最終相場がない場合は、当該金融商品取引所等における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、当該金融商品取引所等における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。 （2）金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、金融機関の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 （3）時価が入手できなかった有価証券 適切な時価を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額、もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2.デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則としてわが国における計算期間末日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
3.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び61条に基づき処理しております。

（追加情報）

当期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月４日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月４日)を適用しております。

（貸借対照表に関する注記）

第５期 （平成23年５月30日現在）	第６期 （平成24年５月30日現在）
※1 信託財産に係る設定年月日、設定元本額、期首元本額及び元本残存率 設定年月日　平成18年５月31日 設定元本額　748,569,816円 期首元本額　357,129,993円 元本残存率　37.74% ※2 計算期間末における受益権の総数 282,496,332口 ※3 元本の欠損 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は、62,451,959円であります。	※1 信託財産に係る設定年月日、設定元本額、期首元本額及び元本残存率 設定年月日　平成18年５月31日 設定元本額　748,569,816円 期首元本額　282,496,332円 元本残存率　28.01% ※2 計算期間末における受益権の総数 209,638,470口 ※3 元本の欠損 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は、47,742,833円であります。

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第５期 自　平成22年６月１日 至　平成23年５月30日
※1　分配金の計算過程 (自　平成22年６月１日　至　平成23年５月30日) 　平成23年５月30日における純資産額の元本超過額及び、費用等控除後の利息等収益がないため、分配を行っておりません。

第６期 自　平成23年５月31日 至　平成24年５月30日
※1　分配金の計算過程 (自　平成23年５月31日　至　平成24年５月30日) 　平成24年５月30日における純資産額の元本超過額及び、費用等控除後の利息等収益がないため、分配を行っておりません。

（金融商品に関する注記）

Ⅰ.金融商品の状況に関する事項

1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対する投資を行っております。
2.金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券（社債券）、デリバティブ取引（為替予約取引）、金銭債権及び金銭債務であります。これらは、各投資バスケット構成銘柄の価格変動リスク及び銘柄変更リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、発行体及び保証会社の信用リスク、流動性リスクを有しております。 　当ファンドが行うデリバティブ取引については、保有外貨建資産の売買代金、利金、償還金等の受取または支払のために為替予約を行っております。
3.金融商品に係るリスク管理体制	委託会社では、金融商品に係るリスク全般について、複数の部署及び会議体において組織的に管理を行っております。これら金融商品に係るリスクについては、パフォーマンス評価及び投資運用委員会により定期的に検証を行い、その結果に基づき関連所轄部門に対する是正勧告を行っております。また、運用部門においては、運用管理の一環として保有債券の価格動向や発行者の信用リスク等のモニタリングを行っております。さらに、フロント・オフィスとバック・オフィスが分離されていることに加えて、独立した管理部門及び法務・コンプライアンス部によるリスク管理体制が敷かれています。
4.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件などによった場合、当該価額が異なることもあります。

Ⅱ.金融商品の時価等に関する事項

	第５期 （平成23年５月30日現在）	第６期 （平成24年５月30日現在）
1.貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	(1) 有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 (2) デリバティブ取引 ――――― (3) 上記以外の金融商品 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務については、短期間で決済されることから、当該帳簿価額を時価としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 ――――― (3) 上記以外の金融商品 同左

（有価証券に関する注記）
第５期（平成23年５月30日現在）
売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
社債券	9,234,935
合計	9,234,935

第６期（平成24年５月30日現在）
売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
社債券	2,479,273
合計	2,479,273

（デリバティブ取引に関する注記）
該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）
該当事項はありません。

（１口当たり情報に関する注記）

第５期 （平成23年５月30日現在）		第６期 （平成24年５月30日現在）	
１口当たり純資産額	0.7789　円	１口当たり純資産額	0.7723　円
（１万口当たり純資産額	7,789　円）	（１万口当たり純資産額	7,723　円）

（４）【附属明細表】
第１　有価証券明細表
①　株式
該当事項はありません。

② 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄名	券面総額	評価額	備考
社債券	米ドル	6,600 Certificates linked to the best of 3 dynamic baskets denominated in USD	1,913,000.00	2,031,414.70	
		米ドル 小計	1,913,000.00	2,031,414.70 (161,517,782)	
		社債券 小計	－	(161,517,782)	
合計			－	(161,517,782)	

（注１）通貨種類ごとの小計欄の（ ）内は、邦貨換算額（単位：円）であります。
（注２）合計欄における（ ）内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。
（注３）外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券時価比率	合計金額に対する比率
米ドル	社債券 1銘柄	100.00 %	100.00 %

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

２【ファンドの現況】

【純資産額計算書】　平成24年６月29日

Ⅰ　資産総額	162,538,152	円
Ⅱ　負債総額	99,488	円
Ⅲ　純資産総額　（Ⅰ－Ⅱ）	162,438,664	円
Ⅳ　発行済数量	209,638,470	口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	0.7749	円

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

ファンドの受益権は振替受益権であるため、委託会社は当ファンドの受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

a．名義書換

該当事項はありません。

b．受益者等名簿

作成しません。

c．受益者等に対する特典

該当するものはありません。

d．内国投資信託受益証券の譲渡制限の内容

ファンド受益権の譲渡制限は設けておりません。

e．受益者集会等

該当するものは存在しません。

f．受益権の譲渡

①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②前項の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

g．受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

h．償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

i．質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

A 資本金の額（平成24年６月末現在）

資本金　　４億5,000万円
発行株式総数　　50,000株
発行済株式総数　　9,000株
株式　　記名式・額面100,000円
＜最近５年間における資本金の額の増減＞
平成21年 6月30日に4億5,000万円の増資
平成22年 2月 5日に4億5,000万円の減資

B 委託会社等の機構（平成24年６月末現在）

(1) ３名以上の取締役が、株主総会において選任されます。取締役の選任は、発行済株式総数の３分の１以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、就任後２年以内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとし、欠員の補充または増員により就任した取締役の任期は、他の取締役の残存任期と同一です。

取締役会は、取締役中より代表取締役１名以上を選任します。また、取締役の中から役付取締役を選任することができます。

取締役会は、代表取締役が招集し、議長となります。代表取締役に事故ある時、または代表取締役が取締役会を招集しようとしない時もしくは議長となろうとしない時は、取締役会が予め定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わります。取締役会の招集通知は、会日の１週間前にこれを発します。取締役および監査役全員の一致の同意がある時は、招集通知を省略し、または招集期間を短縮することができます。

取締役会は、法令または定款に定める事項の他、業務執行に関する重要事項を決定します。その決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行います。

(2) 運用の意思決定プロセス

① 運用部門が独自に行う調査およびBNPパリバグループの資産運用部門が提供する内外の経済情勢および個別企業の分析情報に基づき、運用部門において投資環境（内外経済・産業動向・株式および債券市場・為替市場等）の分析を行います。

② 運用部門のファンド・マネジャーは、以上の分析結果をふまえ、各ファンドの運用の基本方針にしたがって具体的な投資方針を決定し、その投資方針に基づく具体的な運用戦略や投資計画を作成し実際の投資行動を行います。

③ 運用を外部に委託するファンドにおいては、原則として、委託先が約款上の運用の基本方針にしたがって独自に運用戦略や投資計画を作成し運用の指図を行います。

④ 運用内容やファンド・マネジャーの投資行動のチェックは、運用部門から独立した管理部門のスタッフがこれを担当し、運用部門へのフィードバックおよび担当取締役への報告を行うことにより、質の高い運用体制を維持できるように努めます。

２【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行うとともに、金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また金融商品取引法に定める投資助言・代理業務及び第二種金融商品取引業務を行っています。
委託会社が運用するファンドの本数及び純資産総額合計額は以下の通りです。（平成24年6月末現在）

種類	ファンド数（本）	純資産総額合計額(単位：億円)
追加型株式投資信託	58	1,674
追加型公社債投資信託	0	0
単位型株式投資信託	26	549
単位型公社債投資信託	23	493
合計	107	2,718

※純資産総額合計額の金額については、億円未満の端数を切り捨てして記載しており、表中の個々の金額と合計欄の金額は一致しないことがあります。

３【委託会社等の経理状況】

１．当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
財務諸表の金額については、千円未満の端数を切捨てて表示しております。

２．当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第14期事業年度（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

（１）【貸借対照表】

期別		第13期 （平成23年３月31日現在）		第14期 （平成24年３月31日現在）	
資産の部					
科 目	注記番号	内訳	金額	内訳	金額
		千円	千円	千円	千円
流動資産					
預金	＊２		1,097,456		768,307
前払費用			40,611		12,385
未収委託者報酬			1,068,576		655,853
未収運用受託報酬			269,440		226,054
未収投資助言報酬			66,031		48,828
未収収益			1,011,320		917,654
未収入金			9,158		2,508
立替金			16,666		5,241
未収消費税等			2,550		239
貸倒引当金			△ 18,954		―
流動資産計			3,562,858		2,637,075
固定資産					
有形固定資産			121,782		141,257
建物	＊１	118,534		139,112	
器具備品	＊１	3,248		2,144	
無形固定資産			257,758		150,229
ソフトウェア		2,752		2,086	
のれん		252,714		148,142	
その他		2,291		―	
投資その他の資産			379,872		246,756
長期差入保証金		372,871		240,756	
その他		7,000		6,000	
固定資産計			759,412		538,243
資産合計			4,322,270		3,175,319

期別		第13期 （平成23年３月31日現在）		第14期 （平成24年３月31日現在）	
負債の部					
科目	注記番号	内訳	金額	内訳	金額
		千円	千円	千円	千円
流動負債					
預り金			179,435		149,373
未払金			1,021,798		689,874
未払手数料		675,141		405,835	
未払委託調査費		313,612		205,562	
その他未払金		33,045		78,477	
未払費用			723,575		428,653
未払法人税等			15,855		10,967
賞与引当金			90,353		71,596
役員賞与引当金			11,222		10,474
関係会社借入金	＊２		300,000		―
流動負債計			2,342,235		1,360,940
固定負債					
繰延税金負債			―		18,451
退職給付引当金			482,224		395,793
役員退職慰労引当金			―		144,529
預り敷金保証金			223,121		217,532
資産除去債務			―		52,153
固定負債計			705,345		828,460
負債合計			3,047,579		2,189,400
純資産の部					
科目	注記番号	内訳	金額	内訳	金額
		千円	千円	千円	千円
株主資本					
資本金			450,000		450,000
資本剰余金			1,915,644		1,915,644
資本準備金		7,777		7,777	
その他資本剰余金		1,907,867		1,907,867	
利益剰余金			△1,090,952		△1,379,726
利益準備金		75,500		75,500	
その他利益剰余金					
繰越利益剰余金		△1,166,452		△1,455,226	
株主資本合計			1,274,691		985,918
評価・換算差額等					
その他有価証券評価差額金			0		―
評価・換算差額等合計			0		―
純資産合計			1,274,691		985,918
負債・純資産合計			4,322,270		3,175,319

（２）【損益計算書】

期別		第13期 自平成22年４月１日 至平成23年３月31日		第14期 自平成23年４月１日 至平成24年３月31日	
科目	注記番号	内訳	金額	内訳	金額
		千円	千円	千円	千円
営業収益					
委託者報酬			3,804,714		2,793,423
運用受託報酬			644,089		699,353
投資助言報酬			164,216		207,959
その他営業収益			1,172,399		1,449,701
営業収益計			5,785,419		5,150,437
営業費用					
支払手数料			2,057,927		1,445,192
広告宣伝費			26,297		20,624
調査研究費			89,765		77,156
委託調査費			719,478		540,834
委託計算費			348,430		212,834
営業雑経費			88,685		44,993
印刷費		83,216		39,336	
協会費		5,468		5,656	
営業費用計			3,330,584		2,341,635
一般管理費					
給料			1,363,746		1,417,023
役員報酬		116,319		74,558	
給料・手当		1,109,432		1,192,871	
賞与		137,995		149,592	
業務委託費			279,364		632,286
交際費			3,077		1,363
旅費交通費			51,306		47,975
事業税			15,767		17,590
租税公課			11,443		6,978
不動産賃借料			225,073		264,120
賞与引当金繰入額			76,142		71,595
役員賞与引当金繰入額			11,222		10,474
退職金			19,929		3,743
退職給付費用			103,207		82,846
役員退職慰労金			4,203		―
役員退職慰労引当金繰入額			―		3,495
固定資産減価償却費			13,021		11,693
のれん償却費			78,428		104,571
諸経費			217,815		261,767
一般管理費計			2,473,750		2,937,526
営業利益又は営業損失（△）			△ 18,915		△ 128,724

期別		第13期 自平成22年４月１日 至平成23年３月31日		第14期 自平成23年４月１日 至平成24年３月31日	
科目	注記番号	内訳	金額	内訳	金額
		千円	千円	千円	千円
営業外収益					
受取利息	＊１		222		8
為替差益			51,460		―
雑益			12,174		4,427
営業外収益計			63,858		4,435
営業外費用					
支払利息	＊１		1,490		608
為替差損			―		68,898
雑損失			3,968		6,729
営業外費用計			5,458		76,235
経常利益又は経常損失（△）			39,484		△ 200,524
特別損失					
割増退職金			―		56,146
固定資産除却損			397		9,850
過年度賞与引当金繰入不足額			14,211		―
特別損失計			14,609		65,997
税引前当期純利益又は税引前当期純損失（△）			24,875		△ 266,522
法人税、住民税及び事業税		3,982		3,800	
法人税等調整額		353,209	357,191	18,451	22,251
当期純利益又は当期純損失（△）			△332,316		△ 288,773

（３）【株主資本等変動計算書】

第13期
自　平成22年４月１日
至　平成23年３月31日

（単位：千円）

株主資本			
資本金	当期首残高		450,000
	当期変動額		―
	当期末残高		450,000
資本剰余金			
資本準備金	当期首残高		7,777
	当期変動額		―
	当期末残高		7,777
その他資本剰余金	当期首残高		450,000
	当期変動額	企業結合による増加	1,457,867
	当期変動額合計		1,457,867
	当期末残高		1,907,867
資本剰余金合計	当期首残高		457,777
	当期変動額		1,457,867
	当期末残高		1,915,644
利益剰余金			
利益準備金	当期首残高		75,500
	当期変動額		―
	当期末残高		75,500
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金	当期首残高		△341,418
	当期変動額	企業結合による増加	△492,718
		当期純利益	△332,316
		当期変動額合計	△825,034
	当期末残高		△1,166,452
利益剰余金合計	当期首残高		△265,918
	当期変動額		△825,034
	当期末残高		△1,090,952
株主資本合計	当期首残高		641,859
	当期変動額		632,832
	当期末残高		1,274,691
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金	当期首残高		―
	当期変動額		0
	当期末残高		0
純資産合計	当期首残高		641,859
	当期変動額		632,832
	当期末残高		1,274,691

第14期
自 平成23年４月１日
至 平成24年３月31日

（単位：千円）

株主資本			
資本金	当期首残高		450,000
	当期変動額		―
	当期末残高		450,000
資本剰余金			
資本準備金	当期首残高		7,777
	当期変動額		―
	当期末残高		7,777
その他資本剰余金	当期首残高		1,907,867
	当期変動額		―
	当期末残高		1,907,867
資本剰余金合計	当期首残高		1,915,644
	当期変動額		―
	当期末残高		1,915,644
利益剰余金			
利益準備金	当期首残高		75,500
	当期変動額		―
	当期末残高		75,500
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金	当期首残高		△1,166,452
	当期変動額	当期純利益	△288,773
		当期変動額合計	△288,773
	当期末残高		△1,455,226
利益剰余金合計	当期首残高		△1,090,952
	当期変動額		△288,773
	当期末残高		△1,379,726
株主資本合計	当期首残高		1,274,691
	当期変動額		△288,773
	当期末残高		985,918
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金	当期首残高		0
	当期変動額		△0
	当期末残高		―
純資産合計	当期首残高		1,274,691
	当期変動額		△ 288,773
	当期末残高		985,918

重要な会計方針

１．有価証券の評価基準及び評価方法	その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（時価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。
２．固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定額法により償却しております。 (2) 無形固定資産 定額法により償却しております。 なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における見込み利用可能期間（５年）による定額法を採用しております。 また、のれんについては５年間の期間均等償却によっております。
３．引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員への賞与支給に備えるため、支給見込み額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。 (2) 役員賞与引当金 役員への賞与支給に備えるため、支給見込み額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職金の支払いに備えて、当社退職金規定に基づく自己都合退職金要支給額を計上しております。 (4) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えて、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
４．外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、事業年度末の直物為替相場により円換算し、換算差額は損益として処理しております。
５．その他財務諸表作成のための重要な事項	消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜き方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等については、発生事業年度の期間費用としております。

（追加情報）

当会計期間の期首以降に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号　平成21年12月4日）及び会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号　平成21年12月4日）を適用しております。

注記事項

（貸借対照表関係）

第13期 （平成23年３月31日現在）	第14期 （平成24年３月31日現在）
＊１　有形固定資産の減価償却累計額は次の通りです。 建物　31,845千円 器具備品　8,567千円 ＊２　関係会社項目 預金　1,073,099千円 関係会 借入金　300,000千円	＊１　有形固定資産の減価償却累計額は次の通りです。 建物　10,046千円 器具備品　6,476千円 ＊２　関係会社項目 預金　758,379千円

（損益計算書関係）

第13期 自　平成22年４月１日 至　平成23年３月31日	第14期 自　平成23年４月１日 至　平成24年３月31日
＊１　関係会社取引項目 支払利息　1,490千円	＊１　関係会社取引項目 支払利息　162千円

（株主資本等変動計算書関係）

第13期
自　平成22年４月１日
至　平成23年３月31日

１．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
普通株式	9,000	－	－	9,000

２．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	一株当り配当額（円）	基準日	効力発生日
－	－	－	－	－	－

(2) 基準日が当該事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

－

第14期
自　平成23年４月１日
至　平成24年３月31日

１．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
普通株式	9,000	―	―	9,000

２．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	一株当り配当額（円）	基準日	効力発生日
―	―	―	―	―	―

(2) 基準日が当該事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

―

（リース取引関係）

第13期 自　平成22年４月１日 至　平成23年３月31日	第14期 自　平成23年４月１日 至　平成24年３月31日
(1) ファイナンス・リース取引は重要性が低いため、注記を省略しております。 (2) オペレーティング・リース取引（借主側）は次の通りであります。 オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものにかかる未経過リース料 １年　259,940千円 １年超　302,501千円 合　計　562,442千円	(1) ファイナンス・リース取引は重要性が低いため、注記を省略しております。 (2) オペレーティング・リース取引（借主側）は次の通りであります。 オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものにかかる未経過リース料 １年内　207,337千円 １年超　115,006千円 合　計　322,343千円

（金融商品関係）

１．金融商品の状況に関する事項

第13期 自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日
(1) 金融商品に対する取組方針 当社は主として、投資信託委託業者としての業務、投資一任業務及び投資助言・代理業を行っており、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、未払手数料及び未払委託調査費はこれらの業務にかかる債権債務であります。 当社は事業資金を自己資金により賄っており、一時的な余裕資金は安全性の高い金融商品で運用しております。 デリバティブは利用しておりません。 (2) 金融商品の内容及びそのリスク 預金は大部分が親会社に対するものであり、すべて高格付けの金融機関に対する短期の預金であることから、リスクは僅少であります。未収委託者報酬は、信託財産の分別管理により担保されており、リスクは認められません。 未収運用受託報酬、未収投資助言報酬は信用リスクに晒されております。 未収収益は兼業取引にかかるものであり、信用リスクに晒されております。長期差入保証金、預り敷金保証金は賃貸建物の敷金であり、信用リスクに晒されております。未払手数料及び未払委託調査費は、当社が受取った報酬の内から支払われるものであり、リスクは認められません。 関係会社借入金は、支払期日にその支払いを実行するため、同行の当座預金に資金を留保しており流動性リスクは担保されている。 (3) 金融商品に係るリスク管理体制 ①信用リスク 営業債権の信用リスクは、クライアント・アクセプタンス・コミッティーによる審査と営業部によるモニタリングにより管理しております。長期差入保証金は信用リスクに晒されておりますが、経理・総務部が相手先の財務状況を定期的にモニタリングしております。 ②市場リスク（為替や金利等の変動リスク） 当社の保有する営業債権・債務は短期金融商品に限定されているため、これらに関する市場リスクは非常に低いものと考えております。 ③流動性リスク 当社は余剰資金を預金のみで運用しております。随時資金繰表を更新し、運転資金の状況を把握することにより流動性リスクを管理しております。

２．金融商品の時価等に関する事項

第13期
（平成23年３月31日現在）

平成23年３月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

科　目	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	1,097,456	1,097,456	－
未収委託者報酬	1,068,576	1,068,576	－
未収運用受託報酬	269,440		
貸倒引当金（＊１）	△ 18,954		
	50,486	250,486	－
未収投資助言報酬	66,031	66,031	－
未収収益	1,011,320	1,011,320	－
未収入金	9,158	9,158	－
長期差入保証金	372,871	364,400	8,471
資産計	3,875,900	3,867,429	8,471
未払手数料	675,141	675,141	－
未払委託調査費	313,612	313,612	－
その他未払金	33,045	33,045	－
未払費用	723,575	723,575	－
関係会社借入金	300,000	300,000	－
預り敷金保証金	223,121	215,101	8,020
負債計	2,268,494	2,260,474	8,020

（＊１）未収運用受託報酬に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除している。

（注１）金融商品の時価の算定方法および有価証券に関する事項

(1) 預金

預金はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、未収収益

これらの営業債権はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 未収入金

これらの債権はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期差入保証金、預り敷金保証金

長期差入保証金及び預り敷金保証金の時価は、その将来キャッシュフローを適切な利率で割り引いた現在価値により算定しています。

(5) 未払手数料、未払委託調査費

これらの営業債務はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(6) その他未払金、未払費用

これらの債務はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(7) 関係会社借入金

借入金はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（注２）金銭債権の償還予定額

第13期
（平成23年３月31日現在）

（単位：千円）

	１年以内	１年超 ５年以内	５年超 10年以内	10年超
預金	1,097,456	―	―	―
未収委託者報酬	1,068,576	―	―	―
未収運用受託報酬	269,440	―	―	―
未収投資助言報酬	66,031	―	―	―
未収収益	1,011,320	―	―	―
未収入金	9,158	―	―	―
長期差入保証金	140,234	232,637	―	―

１．金融商品の状況に関する事項

第14期
自　平成23年４月１日
至　平成24年３月31日

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は主として、投資信託委託業者としての業務、投資一任業務及び投資助言・代理業を行っており、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、未払手数料及び未払委託調査費はこれらの業務にかかる債権債務であります。

当社は事業資金を自己資金により賄っており、一時的な余裕資金は安全性の高い金融商品で運用しております。

デリバティブは利用しておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金は大部分が親会社に対するものであり、すべて高格付けの金融機関に対する短期の預金であることから、リスクは僅少であります。未収委託者報酬は、信託財産の分別管理により担保されており、リスクは認められません。

未収運用受託報酬、未収投資助言報酬は信用リスクに晒されております。

未収収益は兼業取引にかかるものであり、信用リスクに晒されております。長期差入保証金、預り敷金保証金は賃貸建物の敷金であり、信用リスクに晒されております。未払手数料及び未払委託調査費は、当社が受取った報酬の内から支払われるものであり、リスクは認められません。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク

営業債権の信用リスクは、クライアント・アクセプタンス・コミッティーによる審査と営業部によるモニタリングにより管理しております。長期差入保証金は信用リスクに晒されておりますが、経理・総務部が相手先の財務状況を定期的にモニタリングしております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）

当社の保有する営業債権・債務は短期金融商品に限定されているため、これらに関する市場リスクは非常に低いものと考えております。

③流動性リスク

当社は余剰資金を預金のみで運用しております。随時資金繰表を更新し、運転資金の状況を把握することにより流動性リスクを管理しております。

２．金融商品の時価等に関する事項

第14期
（平成24年３月31日現在）

平成24年３月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

第14期
（平成24年３月31日現在）

（単位：千円）

科　目	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	768,307	768,307	－
未収委託者報酬	655,853	655,853	－
未収運用受託報酬	226,054	226,054	－
未収投資助言報酬	48,828	48,828	－
未収収益	917,654	917,654	－
未収入金	2,508	2,508	－
長期差入保証金	240,756	238,574	2,182
資産計	2,859,964	2,857,781	2,182
未払手数料	405,835	405,835	－
未払委託調査費	205,562	205,562	－
その他未払金	78,477	78,477	－
未払費用	428,653	428,653	－
預り敷金保証金	217,532	216,297	1,235
負債計	1,336,061	1,334,826	1,235

（注１）金融商品の時価の算定方法および有価証券に関する事項

(1) 預金

預金はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、未収収益

これらの営業債権はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 未収入金

これらの債権はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額に よっております。

(4) 長期差入保証金、預り敷金保証金

長期差入保証金及び預り敷金保証金の時価は、その将来キャッシュフローを適切な利率で割り引いた現在価値により算定しています。

(5) 未払手数料、未払委託調査費

これらの営業債務はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(6) その他未払金、未払費用

これらの債務はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額に よっております。

（注２）金銭債権の償還予定額

（単位：千円）

	１年以内	１年超５年以内	５年超10年以内	10年超
預金	768,307	－	－	－
未収委託者報酬	655,853	－	－	－
未収運用受託報酬	226,054	－	－	－
未収投資助言報酬	48,828	－	－	－
未収収益	917,654	－	－	－
未収入金	2,508	－	－	－
長期差入保証金	－	240,756	－	－

（有価証券関係）

第13期 （平成23年３月31日現在）	第14期 （平成24年３月31日現在）
重要性が低いため記載を省略しております。	重要性が低いため記載を省略しております。

（デリバティブ取引関係）

第13期 自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日	第14期 自 平成23年４月１日 至 平成24年３月31日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（退職給付関係）

第13期 自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日	第14期 自 平成23年４月１日 至 平成24年３月31日
１．採用している退職給付制度の概要 当社は確定給付型の制度として、退職一時金制度、キャッシュバランスプランおよび確定拠出年金制度を採用しております。 ２．退職給付債務 （1）退職給付債務　482,224千円 （2）退職給付引当金　482,224千円 ３．退職給付費用 勤務費用　103,207千円	１．採用している退職給付制度の概要 当社は確定給付型の制度として、退職一時金制度、キャッシュバランスプランおよび確定拠出年金制度を採用しております。 ２．退職給付債務 （1）退職給付債務　395,793千円 （2）退職給付引当金　395,793千円 ３．退職給付費用 勤務費用　82,846千円

（税効果会計関係）

第13期 自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日	第14期 自 平成23年４月１日 至 平成24年３月31日
１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 （単位：千円） 繰延税金資産 退職給付引当金超過額　196,217 賞与引当金　58,973 未払費用　258,982 税務上の営業権計上額　608,298 その他　9,332 繰越欠損金　1,691,188 繰延税金資産小計　2,822,993 評価性引当金　△ 2,822,993 繰延税金資産合計　－ 繰延税金負債　－ 繰延税金資産の純額　－	１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 （単位：千円） 繰延税金資産 退職給付引当金超過額　141,061 役員退職慰労引当金　51,510 賞与引当金　31,195 未払費用　144,621 税務上の営業権計上額　242,598 その他　35,395 繰越欠損金　1,926,432 繰延税金資産小計　2,572,811 評価性引当金　△ 2,572,811 繰延税金資産合計　－ 繰延税金負債 資産除去債務　△18,451 繰延税金資産(負債)の純額　△18,451
２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目の内訳 当事業年度は課税所得が発生していないため、差異の原因についての記載を省略しております。	２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目の内訳 当事業年度は課税所得が発生していないため、差異の原因についての記載を省略しております。 ３．法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正 「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第114号）及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以降に開始する事業年度から法人税率が変更されることとなりました。これに伴い、平成24年4月1日以降に開始する事業年度から平成26年4月1日以降に開始する事業年度において解消が見込まれる一時差異については、繰延税金資産及び繰延税金負債を計算する法定実効税率を40.69%から38.01%に、平成27年4月1日以降に開始する事業年度において解消が見込まれる一時差異については35.64%に変更しております。なお、この税率変更の影響は軽微であります。

（資産除去債務関係）

第13期 自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日	第14期 自 平成23年４月１日 至 平成24年３月31日
当社は建物等の賃借契約において、建物等の所有者との間で定期建物賃貸借契約書を締結しておりますが、当社が退去時における原状回復に係る義務を有していないため、資産除去債務を計上しておりません。	資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの 1．当該資産除去債務の概要 当社事業所の定期建物賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。 2．当該資産除去債務の金額の算定方法 使用見込期間を15年(建物付属設備の減価償却期間)と見積もり、割引率は当該減価償却期間に見合う国債の流通利回り1.48%を使用して、資産除去債務の金額を計算しております。 3．当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減 期首残高　－千円 有形固定資産の取得に伴う増加額　51,707千円 時の経過による調整額　445千円 期末残高　52,153千円

（セグメント情報等）

第13期
自 平成22年４月１日
至 平成23年３月31日

（セグメント情報）
当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

（関連情報）
１．製品及びサービスごとの情報　（単位：千円）

	投資信託業	投資顧問業	その他	合計
外部顧客への営業収益	3,804,714	808,306	1,172,399	5,785,419

２．地域ごとの情報
(1) 営業収益　（単位：千円）

日本	ルクセンブルグ	オランダ	その他	合計
4,458,536	731,661	277,934	317,288	5,785,419

（注）投資信託業の営業収益に関しては販売拠点、投資顧問業とその他の営業収益については契約先所在地を基に記載しております。

(2) 有形固定資産
本邦に所在している有形固定資産の合計が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの固定資産の記載を省略しております。

３．主要な顧客ごとの情報　（単位：千円）

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント名
BNPパリバ・ブラジル・ファンド（株式型）	1,056,553	なし
BNPパリバ・インベストメント・パートナーズ・ルクセンブルグ	731,661	なし

（報告セグメントごとののれんの償却額および未償却残高に関する情報）
当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

第14期
自 平成23年４月１日
至 平成24年３月31日

（セグメント情報）
当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため。記載を省略しております。

（関連情報）
１．製品及びサービスごとの情報　（単位：千円）

	投資信託業	投資顧問業	その他	合計
外部顧客への営業収益	2,793,423	907,312	1,449,701	5,150,437

２．地域ごとの情報
(1) 営業収益　（単位：千円）

日本	ルクセンブルグ	オランダ	フランス	その他	合計
3,492,320	610,816	430,628	268,276	348,395	5,150,437

（注）投資信託業の営業収益に関しては販売拠点、投資顧問業とその他の営業収益については契約先所在地を基に記載しております。
(2) 有形固定資産
本邦に所在している有形固定資産の合計が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの固定資産の記載を省略しております。

３．主要な顧客ごとの情報　（単位：千円）

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント名
BNPパリバ・ブラジル・ファンド（株式型）	677,917	なし
BNPパリバ・インベストメント・パートナーズ・ルクセンブルグ	610,479	なし

（報告セグメントごとののれんの償却額および未償却残高に関する情報）
当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

（関連当事者関係）

１．関連当事者との取引

第13期（自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日）

(1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	ビー・エヌ・ピー・パリバ	Boulevard des Italiens Paris, France	2,397百万ユーロ	銀行業	直接 0.0% 間接 99.83%	当座預金及び定期預金契約の締結	資金の預入（注１）	―	預金	1,073,099
							資金の借入（注１）	1,200,000	関係会社借入金	300,000

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注１）市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(2) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社の子会社	ビー・エヌ・ピー・パリバアセットマネジメント ブラジル	Avenida Presidente Juscelino Kubitschek, n. 510, 14th floor,São Paulo. SP. Brazil. CEP nº 04543－906	15百万レアル	資産運用業	無し	運用再委託契約の締結	委託調査費の支払（注２）	340,318	未払委託調査費	120,626
親会社の子会社	BNPパリバ・インベストメント・パートナーズ・ルクセンブルグ	33, rue de GasperichL－5826 Howald－Hesperange	３百万ユーロ	資産運用業	無し	運用再委託契約の締結	運用受託報酬の受入（注３）	15,641	未収運用受託報酬	2,642
							その他営業収益の受入（注３）	716,020	未収収益	654,158
							業務委託費の支払（注３）	573	未払費用	573
親会社の子会社	BNPパリバ証券会社東京支店	東京都千代田区丸の内１－９－１	795億円	第一種金融取引業	無し	建物賃貸借契約の締結	敷金の受入（注３）	223,121	預り敷金保証金	223,121

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注２）委託調査費の支払については、ファンドの約款に提示された料率を基礎として決定しています。

（注３）市場価格を勘案し一般的取引条件と同様に決定しております。

（注４）上記の表以外の取引は重要性が乏しいため、記載を省略しております。

第14期（自 平成23年４月１日 至 平成24年３月31日）

(1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	ビー・エヌ・ピー・パリバ	Boulevard des Italiens Paris, France	2,415百万ユーロ	銀行業	直接 0.0% 間接 99.83%	当座預金及び定期預金契約の締結	資金の預入（注１） 資金の返済（注１）	― 300,000	預金	758,379

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注１）市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(2) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社の子会社	BNPパリバ・インベストメント・パートナーズ・ルクセンブルグ	33, rue de GasperichL－5826 Howald－Hesperange	3百万ユーロ	資産運用業	無し	運用再委託契約の締結	運用受託報酬の受入（注２） その他営業収益の受入（注２） 業務委託費の支払（注２）	21,320 589,158 757	未収運用受託報酬 未収収益 未払費用	27,448 614,677 35
親会社の子会社	BNPパリバ証券株式会社	東京都千代田区丸の内１－９－１	795億円	第一種金融取引業	無し	建物賃貸借契約の締結	敷金の受入（注２） 不動産賃貸料の支払（注２）	217,532 140,368	預り敷金保証金	217,532

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注２）市場価格を勘案し一般的取引条件と同様に決定しております。

（注３）上記の表以外の取引は重要性が乏しいため、記載を省略しております。

２．親会社に関する情報

(1) 親会社情報

ビー・エヌ・ピー・パリバ インベストメント・パートナーズ エス・エイ （非上場）

ビー・エヌ・ピー・パリバ （ユーロネクスト・パリに上場）

（１株当たり情報）

第13期 自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日		第14期 自 平成23年４月１日 至 平成24年３月31日	
１株当たり純資産	141,632円	１株当たり純資産	109,546円
１株当たり当期純損失	36,924円	１株当たり当期純損失	32,085円
損益計算書上の当期純損失	332,316千円	損益計算書上の当期純損失	288,773千円
１株当たり当期純損失の算定に用いられた普通株式に係る当期純損失	332,316千円	１株当たり当期純損失の算定に用いられた普通株式に係る当期純損失	288,773千円
差額	―	差額	―
期中平均株式数・普通株式	9,000株	期中平均株式数・普通株式	9,000株

第13期 自　平成22年４月１日 至　平成23年３月31日	第14期 自　平成23年４月１日 至　平成24年３月31日
なお、潜在株式調整後１株当たり当期純損失金額については、新株引受権付社債及び転換社債型新株引受権付社債を発行していないため記載しておりません。	なお、潜在株式調整後１株当たり当期純損失金額については、新株引受権付社債及び転換社債型新株引受権付社債を発行していないため記載しておりません。

４【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

① 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

② 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

③ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。

④ 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

⑤ 上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

５【その他】

（１）定款の変更等

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

（２）訴訟事件その他の重要事項

該当事項はありません。

第２【その他の関係法人の概況】

１【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

(a) 名称	(b) 資本金の額※	(c) 事業の内容
三井住友信託銀行株式会社	342,037百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

※平成24年4月1日現在

＜再信託受託会社＞

(a) 名称	(b) 資本金の額※	(c) 事業の内容
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	51,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

※平成23年9月末現在

(2) 販売会社

(a) 名称	(b) 資本金の額	(c) 事業の内容
三井住友信託銀行株式会社	342,037百万円※1	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
BNPパリバ証券株式会社	102,025百万円※2	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。

※1 平成24年4月1日現在

※2 平成23年9月末現在

２【関係業務の概要】

(1) 受託会社

ファンドの受託会社として信託財産に属する有価証券等の保管、管理を行います。

(2) 販売会社

当ファンドの販売会社として受益権の募集販売の取り扱い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金・収益分配金・償還金に関する事務等を行います。

３【資本関係】

該当事項ありません。

第３【参考情報】

当計算期間において次の書類を提出しております。

平成23年8月30日 有価証券報告書
平成24年2月29日 半期報告書

独立監査人の監査報告書

平成24年７月２日

ＢＮＰパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社

取締役会 御中

優成監査法人

指定社員
業務執行社員　　公認会計士　加藤 善孝　㊞

指定社員
業務執行社員　　公認会計士　宮崎　哲　㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている最高実績参照型ファンド06－05の平成23年５月31日から平成24年５月30日までの第６期計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、最高実績参照型ファンド06－05の平成24年５月30日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
ＢＮＰパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

※１．上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
２．財務諸表の範囲にはＸＢＲＬデータ自体は含まれていません。

委託会社の監査報告書（当期）へ

独立監査人の監査報告書

平成24年６月20日

BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員　公認会計士　男澤 顕

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているBNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社の平成23年４月１日から平成24年３月31日までの第14期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社の平成24年３月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。